

(参考) 改正内容

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>1 申請書の提出先<br/>次に掲げる者は、必要事項を記載した申請書を厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課に直接送付又は持参すること。また、製造を他法人に委託する場合には、委託元と委託先それぞれの法人が申請すること。この場合において申請書には、当該法人間の関係が明確となるよう、関係する法人の委託契約書や事業の分担、責任体制等に関する資料を添付すること。</p> <p>(1) 乳等省令別表の二の(五)の(5)のただし書きの規定に基づき、無糖練乳、無糖脱脂練乳、加糖練乳、加糖脱脂練乳、全粉乳、脱脂粉乳及び加糖粉乳に使用する添加物の種類及びその混合割合について厚生労働大臣の承認を受けようとする者</p> <p>(2) 乳等省令別表の二の(五)の(6)の規定に基づき、調製粉乳に使用する乳又は乳製品以外のものの種類及びその混合割合について厚生労働大臣の承認を受けようとする者</p> <p>(3) 乳等省令別表の四の(二)の(1)の3及び同(2)の2に規定する乳等の容器包装以外の容器包装の使用について厚生労働大臣の承認を受けようとする者</p> | <p>1 申請書の提出先<br/>次に掲げる者は、必要事項を記載した申請書を厚生省生活衛生局乳肉衛生課に直接送付又は持参すること。</p> <p>(1) 乳等省令別表の二の(五)の(4)のただし書きの規定に基づき、無糖練乳、無糖脱脂練乳、加糖練乳、加糖脱脂練乳、全粉乳、脱脂粉乳及び加糖粉乳に使用する添加物の種類及びその混合割合について厚生大臣の承認を受けようとする者</p> <p>(2) 乳等省令別表の二の(五)の(5)の規定に基づき、調製粉乳に使用する乳又は乳製品以外のものの種類及びその混合割合について承認を受けようとする者</p> <p>(3) 乳等省令別表の四の(二)の(1)の3及び同(2)の2に規定する乳等の容器包装以外の容器包装の使用について使用しようとする者</p> |
| <p>2～3略</p>  | <p>2～3略</p>   |
| <p>4 承認内容の連絡<br/>厚生労働省は、承認された添加物、容器包装又は調製粉乳については、承認書の写し及び関係書類を、当該承認に係る施設を所管する都道府県等に送付する。</p>   | <p>4 承認内容の連絡<br/>厚生省は、承認された添加物、容器包装又は調製粉乳については、承認書の写し及び関係書類を、当該承認に係る施設を所管する都道府県等に送付する。</p>  |
| <p>5 承認された乳等の容器包装の一般規格化について<br/>厚生労働省は、厚生労働大臣の承認を受けた乳等の容器包装については、原則として、承認後おおむね二年以内に、薬事・食品衛生審議会における審議結果を踏まえて一般規格化することとする。</p>   | <p>5 承認された乳等の容器包装の一般規格化について<br/>厚生省は、厚生大臣の承認を受けた乳等の容器包装については、原則として、承認後おおむね二年以内に、食品衛生調査会における審議結果を踏まえて一般規格化することとする。</p>   |

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>別記様式1<br/>厚生労働大臣 殿<br/>(中略)<br/>乳及び乳製品の成分規格等に関する省令別表の二乳等の成分規格並びに製造、調理及び保存の方法の基準の項(五)乳等の製造又は保存の方法に関するその他の規格又は基準の款(5)のただし書きの規定に基づき、練乳、粉乳に使用する添加物の種類及びその混合割合について承認を受けたく、下記により申請します。<br/>1～5 略<br/>6 その他参考事項<br/>(注)1、2略<br/>3 6その他参考事項として、混合しようとする添加物の純度試験等の成績書を添付すること。<br/><u>また、製造を他法人に委託する場合には、関係する法人の委託契約書、事務の分担、責任体制等の書類を添付すること。</u></p> | <p>別記様式1<br/>厚生大臣 殿<br/>(中略)<br/>乳及び乳製品の成分規格等に関する省令別表の二乳等の成分規格並びに製造、調理及び保存の方法の基準の項(五)乳等の製造又は保存の方法に関するその他の規格又は基準の款(4)のただし書きの規定に基づき、練乳、粉乳に使用する添加物の種類及びその混合割合について承認を受けたく、下記により申請します。<br/>1～5 略<br/>6 その他参考事項<br/>(注)1、2略<br/>3 6その他参考事項として、混合しようとする添加物の純度試験等の成績書を添付すること。</p> |
| <p>別記様式2<br/>厚生労働大臣 殿<br/>(中略)<br/>乳及び乳製品の成分規格等に関する省令別表の二乳等の成分規格並びに製造、調理及び保存の方法の基準の項(五)乳等の製造又は保存の方法に関するその他の基準の款(6)の規定に基づき、調製粉乳に使用する乳又は乳製品以外のものの種類及びその混合割合について承認を受けたく、下記により申請します。<br/>1～8 略<br/>9 その他参考事項<br/>(注)1略<br/>2 <u>製造を他法人に委託する場合には、9その他参考事項として、関係する法人の委託契約書、事務の分担、責任体制等の書類を添付すること。</u></p>   | <p>別記様式2<br/>厚生大臣 殿<br/>(中略)<br/>乳及び乳製品の成分規格等に関する省令別表の二乳等の成分規格並びに製造、調理及び保存の方法の基準の項(五)乳等の製造又は保存の方法に関するその他の基準の款(5)の規定に基づき、調製粉乳に使用する乳又は乳製品以外のものの種類及びその混合割合について承認を受けたく、下記により申請します。<br/>1～8 略<br/>9 その他参考事項<br/>(注)1略</p>  |
| <p>別記様式3<br/>厚生労働大臣 殿<br/>(中略)<br/>7 その他参考事項<br/>(注)1～3略<br/>4 <u>乳処理又は製造を他法人に委託する場合には、7その他参考事項として、関係する法人の委託契約書、事務の分担、責任体制等の書類を添付すること。</u></p>  | <p>別記様式3<br/>厚生大臣 殿<br/>(中略)<br/>7 その他参考事項<br/>(注)1～3略</p>  |
| <p>別記様式4<br/>厚生労働大臣 殿<br/>(中略)<br/>7 その他参考事項<br/>(注)1、2略<br/>3 <u>製造を他法人に委託する場合には、7その他参考事項として、関係する法人の委託契約書、事務の分担、責任体制等の書類を添付すること。</u></p>   | <p>別記様式4<br/>厚生大臣 殿<br/>(中略)<br/>7 その他参考事項<br/>(注)1、2略</p>  |